

# 令和5年12月甲良町議会定例会会議録

令和5年12月15日（金曜日）

## ◎本日の会議に付した事件（議事日程）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 議案第59号 令和5年度甲良町一般会計補正予算（第4号）
- 第3 議案第60号 令和5年度甲良町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 第4 議案第61号 令和5年度甲良町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 第5 議案第62号 甲良町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第6 議案第63号 甲良町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第7 議案第64号 権利の放棄及び和解につき、議決を求めることについて
- 第8 議案第65号 令和5年度甲良町一般会計補正予算（第5号）
- 第9 議案第66号 令和5年度甲良町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 第10 議案第67号 令和5年度甲良町下水道事業会計補正予算（第2号）
- 第11 意見書第2号 所得税法第56条の廃止を求める意見書（案）
- 第12 議員派遣について
- 第13 委員会の閉会中における継続審査及び調査について

## ◎会議に出席した議員（10名）

1番	小森正彦	2番	岡田隆行
4番	山田裕康	5番	野瀬欣廣
6番	阪東佐智男	7番	宮寄光一
8番	丸山恵二	9番	木村修
10番	西澤伸明	11番	建部孝夫

## ◎会議に欠席した議員（1名）

3番 山田 充

## ◎会議に出席した説明員

町長	野瀬喜久男	教育長	青山繁
総務課長	中村康之	教育次長	大野けい子

会計管理者	福原	猛	学校教育課長	橋本	善明
税務課長	望月	仁	社会教育課参事	中川	一樹
企画監理課長	熊谷	裕二	長寺センター館長	大野	正人
住民人権課長	西村	克英	総務課参事	村田	茂典
保健福祉課長	山崎	志保美	保健福祉課参事	大山	一弥
産業課長	宮川	哲郎	建設水道課参事	寺居	友彦
建設水道課長	村岸	勉	総務課長補佐	岩瀬	龍平
呉竹センター館長	上田	真司			

◎議場に出席した事務局職員

事務局長	橋本	浩美	書記	山脇	理恵
------	----	----	----	----	----

(午前10時10分 開会)

○**建部議長** ただいまの出席議員数は10人であります。

議員定足数に達しておりますので、令和5年12月甲良町議会定例会第2日目、今期最終の議会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布しているとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、8番 丸山議員、9番 木村議員を指名します。

次に、追加議案がありますので、これより、町長の提案説明を求めます。

町長。

○**野瀬町長** 本日は、何かとお忙しいところ、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

本日追加提案させていただきます案件について、その概要をご説明申し上げます。

議案第62号は、甲良町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、議案第63号は、甲良町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例で、2議案とも人事院勧告に伴う給与改正法が成立したことに伴い、勤勉手当の率の変更及び給与表の改定を行うものであります。

議案第64号は、権利の放棄及び和解につき、議決を求めることについて、住宅新築資金等返還請求につき権利の放棄及び和解をするため、地方自治法第96条第1項第10号及び第12号により議決を求めるものであります。

議案第65号は、令和5年度甲良町一般会計補正予算（第5号）で、人事院勧告に準拠した条例改正による人件費の増が主なものとなり、歳入歳出に1億1,835万1,000円を追加いたし、補正後の予算総額を42億4,699万円とするものであります。

主な補正項目といたしましては、歳入では、国庫支出金として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金9,158万8,000円、繰入金として、財政調整基金繰入金2,596万3,000円などを増額いたし、歳出では、総務管理費のうち、人件費721万9,000円。燃料価格高騰対策支援事業3,288万2,000円、社会福祉費として、価格高騰対策支援給付金交付事業5,870万6,000円、児童福祉費として、人件費666万1,000円、農業費として、人件費251万9,000円などを追加するものであります。

議案第66号は、令和5年度甲良町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）で、人事院勧告に準拠した人件費の補正で、歳入歳出に14万7,00

0円を追加いたし、補正後の予算総額を9億5,562万8,000円とするものであります。

内容といたしましては、繰入金として、一般会計繰入金14万7,000円を歳入計上いたし、歳出では、総務管理費として、人件費14万7,000円を増額するものであります。

議案第67号は、令和5年度甲良町下水道事業会計補正予算（第2号）で、人事院勧告に準拠した人件費の補正等で、収益的収入支出を1,053万1,000円追加いたし、補正後の予算額を3億3,075万7,000円とするものであります。

また、資本的収入及び支出については、資本的収入の他会計補助金と国庫補助金、合わせて1,053万1,000円を減額いたし、補正後の資本的支出額3億1,310万円に、資本的収入額が不足する額7,620万1,000円は、過年度、損益勘定留保資金100万2,000円、当年度勘定留保資金2,809万2,000円、減債積立金4,710万7,000円で補填するものであります。

何とぞよろしくご審議をいただき、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。

○**建部議長** 次に、日程第2 議案第59号 甲良町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案について討論ありませんか。

西澤議員。

○**西澤議員** 賛成討論をいたします。

債務負担行為については、説明があったとおり、地域おこし協力隊についての従来のやり方を大きく転換するというよりも、地域おこし協力隊員さんがやりやすいようにルールを引いて、それも、実際に今稼働している法養寺さんのファームで引き受けるという説明がありました。

たまたまその代表者とお話をする機会がありまして、もう以前のような失敗は許されないと。そして、私とこ、つまり、法養寺さんが1つの先例をつくって、他の市町、また、他の字で、協力隊、これ字だけでは限りませんが、いろんな団体が地域おこしをしていこうとするときに、地域おこし協力隊、つまり、国の制度をきちんと活用すると。そして、定着をして、地域おこしの名に恥じない中身をしようというように先例をつくりたいと、そういう意気込みを語っていただきました。

そういう点で、町ができる支援をぜひとも枠組みも含め、また、不足する部分については、様々な支援を町の方にはお願いしたいというふうに思います。

2つ目には、除雪委託の2, 251万5, 000円に関わってですけども、字役員への過度の負担とならないよう、つまり、町のすることと除雪で作業する分野と、それから、字がする分野、確かに犬上郡内で比べますと、豊郷町、それから、多賀町の除雪の面積、道路延長に対してのパーセンテージは6割を超えるという点で甲良町がよく施工をされている方ですけども、そういう役割分担というようにふみきりが変わりました。ですから、過度の負担がかからないように、十分なる配慮が必要だと思えます。

元々高齢化が進んで、地域の役員さん、字の役員さんは、それこそ大変です。早朝、夜間の出勤は大変な負担となります。また、除雪機の購入の補助についても、不足する場合、また十分なる手当てをしていただきたいと。増額の補正が必要な場合、適切なる対応を求めておきたいと思えます。

以上、賛成討論とさせていただきます。

○建部議長 ほかに討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第59号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり賛成する方はご起立を願います。

(賛成者起立)

○建部議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第59号は可決されました。

次に、日程第3 議案第60号 令和5年度甲良町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

本案について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第60号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

○建部議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第60号は可決されました。

次に、日程第4 議案第61号 令和5年度甲良町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

本案について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○**建部議長** ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第61号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

○**建部議長** ご着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第61号は可決されました。

次に、日程第5 議案第62号と日程第6 議案第63号を一括議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○**橋本事務局長** 議案第62号 甲良町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

議案第63号 甲良町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

令和5年12月15日。

甲良町長。

○**建部議長** 本案に対する提案説明を求めます。

総務課長。

○**中村総務課長** 議案第62号 甲良町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、説明をさせていただきます。

この改正につきましては、人事院勧告に伴います国家公務員の給与に係る、いわゆる改正給与法が国で成立したというところでございまして、当町において必要な箇所を改正するものでございます。

勤勉手当のない特別職につきましては、期末手当の率改正が主な改正ということになっております。

表紙の次のページ、改め文をお願いいたします。

甲良町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございます。

第1条 甲良町特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。第3条ただし書中、100分の120を100分の125に、100分の165を100分の175に改める。

第2条 甲良町特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正

する。第3条ただし書中100分の125を100分の122.5に、100分の175を100分の170に改める。

附則。1、この条例は公布の日から施行し、ただし、第2条の規定は令和6年4月1日から施行すると。2、第1条の規定による改正後の甲良町特別職の給与に関する条例の規定については、令和5年12月1日から適用する。3、改正後の給与条例の規定を適用する場合において、第1条の規定による改正前の甲良町特別職職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払いとみなすというものでございます。

続きまして、議案第63号でございます。

甲良町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございます。これにつきましても、議案第62号と同じく、人事院勧告に伴います国家公務員の給与に関する、いわゆる給与改正法が国で成立したということに伴いまして、所要の改正をするものでございます。主に期末手当及び勤勉手当の率の変更、給与表の改正等が主な改正でございます。

議案63号の表紙と次のページ、改め文をお願いいたします。

甲良町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございます。

第1条 甲良町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正すると。第6条第5項を次のように改正する。5項でございます。55歳を超える職員の第3項の規定による昇給は、同項に規定する期間における当該職員の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は勤務成績に応じて規則で定める基準に従い決定するものとする。第22条第2項中、100分の120を100分の125に改め、同条第3項中、100分の120を100分の125に、100分の67.5を100分の70に改めると。第23条第2項第1号中、100分の100を100分の105に改め、同項第2号中、100分の47.5を100分の50に改めると。

別表第1を次のように改めるということで、1ページから7ページの上段までが改正の金額というふうになっております。

7ページをお願いします。

第2条 甲良町の職員の給与に関する条例を次のように改正すると。第22条第3項中、100分の125を100分の122.5に、100分の70を100分の68.75に改める。第23号第2項第1項中、100分の105を100分の102.5に改め、同項第2号中、100分の50を100分の48.75に改めると。

附則としまして、1、この条例は公布の日から施行し、ただし、第2条の

規定は令和6年4月1日から施行する。2、第1条の規定、第22条2項及び、すいません。申し訳ございません。また最初から行きます。2でございます。第1条の規定による改正後の規定は令和5年4月1日から、第1条の規定による改正後の給与条例の規定は令和5年12月1日から適用するものでございます。3、改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払いとみなすというものでございます。

以上でございます。

○**建部議長** 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

西澤議員。

○**西澤議員** 62号についてお尋ねしますが、附則のところです。

それで、読んでみますと、この率が変わっていくわけですが、実質年間増額される部分は、幾らになるのか、実額を示していただきたい。ここで附則の令和6年4月1日から施行することと、それから、1条の関係は、令和5年12月1日から適用するというようになっています。それ分けて考えるのか、それとも、合計なのか。まず、増額される金額をお教え願いたいと思います。

○**建部議長** 総務課長。

○**中村総務課長** 特別職となりますと、町長、教育長、それに伴いまして、議会の報酬を入れますと、約40万程度増額するということになります。

以上です。

○**建部議長** 西澤議員。

○**西澤議員** 甲良町の町長の場合は、40%を附則で差し引くというようになっていますが、本則を前提として計算すれば、この金額になるということでしょうか。そして、それが1つです。

もう一つは、町長の給料と議員の給料の増額分を分けて説明いただけますか。

○**建部議長** 総務課長。

○**中村総務課長** いわゆる減額を考慮しない額で、今お話をさせていただいたというところでございます。

分けていきますと、議会議員の0.1上がるということではいきますと、大体約25万程度というふうに考えております。

町長の本給の本則の数字を使いますと、約8万程度と上がるというところで、端数がありますので、切上げ等をさせていただいております。

以上です。

○**建部議長** ほかにありませんか。



(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

議案第62号について討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 今説明がありましたように、僅かな金額です。議員については、現在11人で25万の増額になる。それから、12人で計算するんかなと思いますけども、11人で計算するという事なんですね。そして、町長については、約8万円。

軽微な金額なんですけども、やはり物価高がこんだけ進行をして、まだとどまるような状況ではありません。政府の方も、非課税世帯には7万円、それから、減税としては4万円の減税。これはいつ実施されるか分からないぐらい、答弁では6月以降というように、来年6月以降というように言われています。そういう状況の中で、特別職が増額をする。軽微な金額であっても、やはりそれは自重する必要がありますし、これは可決する必要がないと、否決すべきだと思いますし、あとの職員については、増額をして可決をすべきだというように私は思っています。

以上、62号については、反対討論とします。

○建部議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第62号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

○建部議長 ご着席願います。

起立多数であります。

よって、議案第62号は可決されました。

次に、議案第63号について討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 人事院勧告については、公務員のスト権剥奪をされると言ってもいいわけです。制限をされているわけなんですけども、そういう状況の中で、人事院勧告が、遅ればせながら一つ一つ増額、ないしは、経済状況によっては減額をするというのが勧告でずっとされてきました。

世界を見ますと、公務員労働者、警察官も、それから、消防士さんもストをしてるんですね。つまり、労働者の団結権、それから、スト権。これは、世界的にやはり認められています。日本が、日本だけと言いませんけども、

そういう点で、やはり大変労働者の権利が制限されている中での増額の今回勧告です。

そういう状況の中、つまり経済状況を見ても、これだけの値上げだけでは収まらないというように思いますけども、増額へ踏み切ったという点で、賛成討論とします。

○**建部議長** ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○**建部議長** ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第63号を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

○**建部議長** ご着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第63号は可決されました。

次に、日程第7 議案第64号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○**橋本事務局長** 議案第64号 権利の放棄及び和解につき、議決を求めることについて。

上記の議案を提出する。

令和5年12月15日。

甲良町長。

○**建部議長** 本案に対する提案説明を求めます。

建設水道課長。

○**村岸建設水道課長** それでは、議案書の方をお願いいたします。

議案第64号 権利の放棄及び和解につき、議決を求めることについて。

貸金等返還請求事件について説明申し上げます。

権利を放棄するとともに、これに伴う和解をするため、地方自治法第96条第1項第10号及び第12号により、議会の議決を求めるものでございます。

放棄する権利及び和解の概要でございます。

内容につきましては、本町が貸し付けた金員につき、令和2年8月26日付で相手方に請求した金額の一部についての権利を放棄し、別紙のとおり、相手方と和解をするものでございます。

放棄する権利の金額についてでございます。

残元金に対する期限の利益喪失日である平成18年6月21日から元金の支払われた日まで、年10.95%の割合によっているとしている遅延損害金241万5,396円から、別紙和解条項案2項に記載の11万7,189円を差し引いた229万8,207円を放棄するものでございます。

関係人の住所及び氏名につきましては、記載のとおりでございます。

放棄及び和解の理由でございます。

本件につきましては、既に元金は支払われており、一部ではあるが遅延損害金を得られ、紛争が早期に解決することを勘案し、請求額の一部について権利を放棄し、和解するものでございます。

授権事項といたしましては、趣旨を損なわない和解条項の軽微な修正、履行時期の変更を含むものでございます。

2ページをお願いいたします。

和解条項案及び貸付金の表示につきましては、記載のとおりでございます。

どうかよろしくをお願いいたします。

○**建部議長** 説明が終わりました。

質疑ありませんか。

西澤議員。

○**西澤議員** 全員協議会で資料12を使って説明がありました。そのうち、(2)の債権放棄の考え方ところで、米印が3つ記載されています。

下の方に喪失日である平成18年5月31日の前日までの年2%の割合による利息、つまり遅延損害金を丸々10.95%適用しないという考え方が述べているというように思いますし、2つ目のところで、令和3年10月12日で計算したという理由と、それから、根拠、それから、その考え方。そして、その下の和解案の遅延損害金のところで、3カ月分の3万9,266円。こういうふうになった背景と、それから、担当課としての考え、町としての考えですね、を述べて、説明いただきたいというように思うんです。

町の見解で、下の方に、「和解合意書案は少なくとも残元金、契約上の約定利息は回収でき」というように書いています。和解の段階で、他の1案件以外は、この方向が貫かれているものですが、今回、そういうところで、10.95を適用しない場合、こういう場合もあるんだというのが書かれていると思いますけども、改めて説明をお願いしたいと思います。

○**建部議長** 建設水道課長。

○**村岸建設水道課長** 本件につきましては、令和3年の10月12日に、既に元金部分の方の金額については、連帯保証人の方から返済を受けております。

そのために、令和3年10月12日から遅延損害金とかそういったものについては発生しない状況でございますけれども、利益の喪失日から令和3年

までの間に期間が発生しているために、遅延損害金の部分を計算させていただいて、請求を行ってきたものでございますけれども、この部分につきまして、相手方から11万7,189円というのは、約定利息をそのまま払っていただいたものと、遅延損害金の3カ月分の相当額に相当する金額をお支払いするという申出がございましたので、他のケースにおきましても、最高で遅延損害金1年分というようなお話で請求をしているものについても和解もさせていただいているという状態の中で、本ケースにつきましては、約定利息も回収でき、元金も回収できることから、早期に和解することが合理性があると思われ、和解するものでございます。

また、考え方といたしましては、それぞれのケースによりましては、元金及び約定利息については、必ず割らない方向性で和解の方を進めていきたいというような考え方で取り組んでいるところでございます。

○**建部議長** 西澤議員。

○**西澤議員** 分かりました。

遅延損害金については、10.95%にこだわらず、その状況によって思案すると。今回の場合、2%の割合による利息と。期間もそれなりのそういう計算をされているんだと思いますが、残元金等、それから、約定利息の回収、この方向とプラスアルファをして、様々な状況を勘案しながらも、この遅延損害金にこだわらない中身にもなるという理解でいいのか、これが1点です。

それから、町長にお尋ねします。

これは同和対策事業の大変大事な重要な事業で進んできました。しかし、最終の段階、最終といっても、かなり法の期限が切れているわけですが、終わりよければ全てよしというように以前から言ってきましたけども、新築資金の滞納分については、我が町の滞納金額の半分を占めているという点から、やはり町民の理解を得ていく、こういうことが大変大事です。

ですから、この部分についても、町長、今期で退任されるということですが、そのメッセージを残していくことが大事ではないかなと思っていますので、課長と、それから、町長、よろしくお願いします。

○**建部議長** 建設水道課長。

○**村岸建設水道課長** 個々のケースによりましては、基本、議員のおっしゃっているとおり、遅延損害金にこだわるものではございません。

その中で、個々のケースに応じまして、委任をしております弁護士と相談の上、議会の方に相談をさせていただくというのが経緯でございます。

ただし、遅延損害金を請求しないケースというのも、実際問題、分割ですと払っておられた方が期限が超えているというような、本来でしたら契約

上は遅延損害金が発生するというようなケースになってきますので、そういったものも和解をさせていただくということで、議会の方に相談をさせていただくというような内容になっております。

○建部議長 町長。

○野瀬町長 この法定期限内の住宅新築資金等の償還期限が終わった後、滞納総額の半分を占める多額の借受人の残金をどうするんだという課題であります。いろいろ事前に法的措置を取る方法についても議会と議論をいただきまして、議員の皆さんから、遅延損害金なしでいいんじゃないかという提案もいただきながら、今日まで段階的に進めてまいりました。

課長が申しあげましたとおり、遅延損害金約1年分という和解のほぼルールみたいなものは、今日までの積み重ねでできておりますし、今回、連帯保証人の方が完済いただいたということで、残りの遅延損害金に相当する利息はいかなものかという、今回の和解でございますので、引き続いて、この住新の滞納が完済できるまで、議会と協議をしながら進めてまいりたいと思います。

○建部議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 先ほど質問の中でも私の意見を述べてきましたけれども、長年、連帯保証人のケースですね、これは。やはり連帯保証人さんから見れば、30年全然連絡がなかったのに、いきなり裁判所から通知が来る、ないしは、支払い通知が来るという点では困惑されています。

しかも、甲良町内に住んでおられない方、つまり、連帯保証人本人さんが亡くなられた後は、遺族になります。そして、連帯保証人からさらに派生をして、その親族に請求がいきます。そういう点では、大変、どう言いますか、混乱というか、困惑をされているケースがやはりあります。

そういうところで、町が長年、整理するものをずっとほったらかしにしてきた。これ契機でやられてきたわけですけども、そういうなんも加味しながら、やはり困惑をされている方に懇切丁寧に対応して、ある意味では謝罪文が要るかなど。ないしは、おわび文みたいな形で説明ができる、そして、全町民が、同和対策事業の終結がよかったねというように喜べるような内容で進めていただきたいということを申しあげて、このケースについては、新たな考え方ではないですけども、以前の考え方を共通して導入をしたという点で、賛成をしたいと思います。

○建部議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第64号を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

○建部議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第64号は可決されました。

次に、日程第8 議案第65号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第65号 令和5年度甲良町一般会計補正予算(第5号)。

上記の議案を提出する。

令和5年12月15日。

甲良町長。

○建部議長 本案に対する提案説明を求めます。

総務課参事。

○村田総務課参事 それでは、議案第65号 令和5年度甲良町一般会計予算(第5号)について、ご説明を申し上げます。

補正予算書(案)の方をおめくりください。

令和5年度甲良町一般会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

第1条でございます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,835万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ42億4,699万円とするものでございます。

次ページ、第1表の方をご覧ください。款及び項の名称及び補正額のみ申し上げます。

まず、歳入の部でございます。

14款 国庫支出金、2項 国庫補助金9,158万8,000円。18款 繰入金、2項 基金繰入金2,596万3,000円。20款 諸収入、5項 雑入80万円。合計1億1,835万1,000円でございます。

おめくりください。歳出の部でございます。

1 款 議会費、1 項 議会費 1 9 万 2, 0 0 0 円。2 款 総務費、1 項 総務管理費 4, 0 0 6 万 6, 0 0 0 円。2 項 徴税費 5 2 万 9, 0 0 0 円。3 項 戸籍住民基本台帳費 3 8 万 6, 0 0 0 円。4 項 選挙費 5 1 7 万 8, 0 0 0 円。3 款 民生費、1 項 社会福祉費 6, 1 4 2 万 4, 0 0 0 円。2 項 児童福祉費 6 8 5 万円。4 款 衛生費、1 項 保健衛生費 1 2 5 万 3, 0 0 0 円。6 款 農林水産業費、1 項 農業費 2 5 1 万 9, 0 0 0 円。7 款 商工費、1 項 商工費 6 万 9, 0 0 0 円。8 款 土木費、1 項 土木管理費 8 1 万 2, 0 0 0 円。4 項 住宅費 1 5 4 万円減。1 0 款 教育費、1 項 教育総務費 6 6 万 8, 0 0 0 円減。2 項 小学校費 3 7 万 6, 0 0 0 円。3 項 中学校費 2 0 万 7, 0 0 0 円。5 項 社会教育費 6 9 万 8, 0 0 0 円。歳出補正額合計 1 億 1, 8 3 5 万 1, 0 0 0 円、歳入歳出同額となっております。

以上になります。

○建部議長 説明が終わりましたので、質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 賛成討論です。その上で、政府が出したコロナ対策云々、約 9, 0 0 0 万円の 9, 1 5 8 万 8, 0 0 0 円。これが内示されたことによる、電力、ガス、食料品等の価格緊急支援給付金というのを計画されて、予算計上されました。これが 8 月 3 0 日現在の世帯に配布をするというようになって、3 万円の 8 3 0 世帯ですね、これが 5, 8 1 0 万円。

それから、重点支援交付金で燃料価格高騰対策事業、約 2, 6 6 0 世帯に対して、各 1 万円を支給する。そして、子育て世帯、2 2 歳まで 5, 0 0 0 円を追加、子育て世代については 5, 0 0 0 円を追加給付するというように説明がありました。

それで、やはり非課税世帯だけにというようになりますと、これはなかなか、つまり住民税が僅かかかかっていても、課税対象から外れるようになります。元々 7 万円の支給を受けても、これ、今の物価高騰の中で、1 年間の支出増で言うたら、コンサル会社が発表していましたけれども、年間 1 5 万ないしは 2 0 万円の支出増というようになっている。それに、なかなか当たらないというようになります。

しかし、支給されるという点で 1 つ、一歩前進、前進と言えるかどうか分かりませんが、給付を受ける側から見たら 1 つ、この年末年始のいろんな支出が控える中、ありがたいというのが実際に起こってくるというように

思います。

同時に、あの家は7万円支給されているけど、私とこは、来年の4万円の対象と、4万円の減税の対象と。税金を4万円以上払っている者は、これ4万円が返ってきますけども、僅かな所得税の場合には、その4万の減税の措置にならないのではないかという点では、様々分断がされています。

そういうやり方をぜひ改めていただきたいというのは、私、思うところです。地方はそれで、政府の手当てで予算を組んでいきますので、その範囲で、賛成をさせていただきます。

○建部議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第65号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

○建部議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第65号は可決されました。

次に、日程第9 議案第66号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第66号 令和5年度甲良町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)。

上記の議案を提出する。

令和5年12月15日。

甲良町長。

○建部議長 本案に対する提案説明を求めます。

保健福祉課長。

○山崎保健福祉課長 それでは、議案第66号 令和5年度甲良町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)をご説明させていただきます。

予算書表紙、裏面をお願いいたします。

既定の歳入歳出予算の総額に14万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を9億5,562万8,000円とするものでございます。

1ページをお願いいたします。

歳入でございます。7款 繰入金、1項 一般会計繰入金、補正額14万7,000円。



2 ページ、歳出でございます。

1 款 総務費、1 項 総務管理費、補正額 1 4 万 7, 0 0 0 円で、歳出補正額は歳入補正額と同額でございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○建部議長 説明が終わりました。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですので、これより、議案第 6 6 号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

○建部議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第 6 6 号は可決されました。

次に、日程第 1 0 議案第 6 7 号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第 6 7 号 令和 5 年度甲良町下水道事業会計補正予算(第 2 号)。

上記の議案を提出する。

令和 5 年 1 2 月 1 5 日。

甲良町長。

○建部議長 本案に対する提案説明を求めます。

建設水道課参事。

○寺居建設水道課参事 そうしましたら、表紙 1 枚おめくりいただきまして、甲良町下水道事業会計補正予算(第 2 号)。

令和 5 年度甲良町下水道会計の補正予算(第 2 号)は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出。

令和 5 年度下水道事業会計予算(以下、予算という)。第 3 条に定める収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

第 1 款 下水道事業収益、第 2 項 営業外収益、補正予算額 1, 0 5 3 万 1, 0 0 0 円。第 1 款 下水道事業費、第 1 項 営業費用、同じく 1, 0 5

3万1,000円でございます。

次ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出でございます。

予算書第4条（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額7,620万1,000円は、過年度損益勘定留保資金100万2,000円、当年度損益勘定留保資金2,809万2,000円、減債積立金4,710万7,000円で補填するものとする）に改め、資本的収入及び支出予定額を次のとおり補正する。

第1款 資本的収入、第4項 補助金1,053万1,000円の減でございます。第1款 資本的支出、第1項 建設改良費950万円の減でございます。

続けて、予算書第8条に定めた経費の金額を次のように改める。職員給与費103万1,000円。

以上が、補正予算の内容となります。よろしくをお願いいたします。

○建部議長 説明が終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○建部議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○建部議長 ないようですので、これで討論を終わります。

これより、議案第67号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立を願います。

（賛成者起立）

○建部議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第67号は可決されました。

次に、日程第11 意見書第2号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 意見書第2号 所得税法第56条の廃止を求める意見書（案）。

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項及び第2項の規定に基づき提出する。

令和5年12月15日。

甲良町議会議長 建部孝夫様。

提出者 甲良町議会議員 西澤伸明。

賛成者 木村修 丸山恵二。

○建部議長 本案については、西澤議員から提案説明を求めます。

西澤議員。

○西澤議員 それでは、提案説明をさせていただきます。

本文を読み上げる前に若干説明をいたしますと、請願が全員賛成、全会一致で採択をされました。本当に議員の皆さん、ありがとうございます。

請願者の中からも、よくやっていただいたという喜びの声をいただいていますし、それから、賛成討論も大変この、どういいますか、中身をついた賛成の内容でしたということで評価をいただいている、そのことをお伝えしたいと思います。

同時に、今日皆さんにお配りをしました意見書採択の自治体、それから、税理士団体などの団体の一覧をお手元に配布させていただきました。これだけの議会が、570ですね、意見書を採択しています。木村議員が言われたように、道半ばというように思います。丸山議員が、そういう状況だけでも、滋賀県で本当に採択をして、そして、伸ばしていこうという、力強い意見表明もございました。

それで、請願と2つ、2カ所ほど補強をしています。

1つは、パソコン会計の、真ん中ほどですね、「パソコン会計の普及」云々というように、「青色申告と白色申告の差異が実質的に解消されている」という文言も入れさせていただきました。

それから、国連の女性差別撤廃委員会の具体的な指摘の趣旨を括弧書きで、下の方ですね、「家族経営における女性の労働を認めるよう」というように、文言を入れさせていただきました。

これは豊郷町さんが意見書を採択されたのを送っていただきましたので、それを参考に、請願文に補強するとか、加える、そして、ダブっている訴えているところがありますので、それを簡略して、この正文にさせていただきましたので、よろしくお願ひします。

それでは、読み上げさせていただきます。

所得税法第56条の廃止を求める意見書（案）。

地域経済の担い手である中小業者の営業は、家族全体の労働によって支えられています。しかし、所得税法第56条には、「事業主の配偶者とその家族が事業に従事したとき、対価の支払いは必要経費に算入しない」（条文趣旨）とあり、個人として的人格が尊重されていません。

現行制度は、配偶者は年間86万円が、それ以外の親族は年間50万円が

控除されるのみで、家族労働の実態にそぐわないだけでなく、その社会的、経済的自立を妨げ、後継者不足に拍車をかけている1要因にもなっています。

戦前の「家父長制」の考え方を引き継ぐこのような税制は、人権問題であり、もはや時代にそぐわないものとなっています。

パソコン会計の普及や全ての事業者に記帳と収支計算書の添付が義務づけられたことなどから、青色申告と白色申告の差異は実質的になくなっており、青色申告普及のための優遇措置の根拠もなくなってきました。

申告形態に関わりなく、「家族従業者の働き分は、必要経費に算入できる」を原則にすべきです。

世界の主要国では、家族従事者の労働を正当に評価し、その「働き分」を必要経費として認めるのは当然のこととされています。国連女性差別撤廃委員会においては、「家族経営における女性の労働を認めるよう、所得税法の見直しを検討することを求める」との勧告を日本政府が受けています。全国では570の自治体と団体が国に意見書を上げています。

よって、家族従事者の人権保障の基礎をつくり、ジェンダー平等社会の実現のためにも、「所得税法第56条の廃止」を措置されるよう、強く要請します。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

2023年12月15日。

滋賀県犬上郡甲良町議会 議長 建部孝夫。

宛先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、法務大臣宛てになっています。

以上です。どうぞよろしくお願いいたします。

○建部議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

木村議員。

○木村議員 9番、木村です。

開会日のときにも賛成討論をさせていただきました。請願のときに賛成討論をさせていただきましたけど、今、提出者の方からもちよっと触れてもらったんですが、今日もらいました、一覧表を。全国で570自治体と、570自治体と書いてありますので、全国約千七百数十の自治体があるかと思えます。だから、それを割ってみると3分の1だなというふうに思いましたので、まだまだ道半ばというふうに思っています。

今後も、即今、犬上郡は豊郷町、多賀町、今の甲良町で採択されたという

ことで、郡としてはいい方向だなど思っていますので、それが全国に広げられるように、一生懸命頑張っていたきたいと思います。賛成です。

○建部議長 ほかにありませんか。

丸山議員。

○丸山議員 私も、この間、初日に賛成討論させていただきましたが、まずは、滋賀県内の19市町の中から広げていくということで、今、木村議員も言われましたが、犬上3町はこれで可決だと思いますが、滋賀県内6町、まだ今、3町、愛荘はまだやっていますので、あと2町、また、町内から頑張っていて、また、市の方にも広げていっていただきたいなという思いであります。賛成します。

○建部議長 ほかにありませんか。

岡田議員。

○岡田議員 私も賛成討論をさせていただきます。

初日にもお話ししたとおり、私、ふだんは保険代理店をしておるんですけども、もし、主婦の方が事故された場合には、その対価として、大体4,000円から5,000円、1日、経費として認められております。

これを事業に置き換えても、もしその家族の方が従事されておられて、何かあった場合は、やはりその代わりにバイトなりを探さないといけないということになります。その場合の経費が発生するということにおきましても、当然、そのような経費は認められるべきだと思います。賛成討論とさせていただきます。

○建部議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、意見書第2号を採決します。

お諮りします。

本意見書を関係機関に提出することに賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

○建部議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、意見書第2号は可決されました。

次に、日程第12 議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。

会議規則第129条の規定により、お手元に配布しているとおり、文書のとおり議員を派遣することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○建部議長 異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

次に、日程第13 委員会の閉会中における継続審査及び調査についてを議題とします。

会議規則第75条の規定により、各委員長から、お手元に配布している文書のとおり、閉会中における継続審査及び調査の申出がありました。

お諮りいたします。

各委員長から申出のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○建部議長 異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

最後に、町長の挨拶があります。

町長。

○野瀬町長 令和5年甲良町議会12月定例会の閉会にあたりまして、挨拶を申し上げます。

今定例会は、12月6日から本日15日まで、10日間の会期で開催をされました。

12月6日の本会議におきまして、条例の一部改正が6件、固定資産税の課税免除に関する条例が1件の7件の採決は、原案のとおり可決をいただきました。

議案第56号の特別職の職員の給与に関する条例の一部改正、議案第57号の甲良町参与設置条例、議案第58号の参与の日額報酬を定める甲良町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正の3議案の採決は、否決をされました。

特に本町は過疎の町であり、財政の健全運営、産業振興など、日常業務と重点業務を同時進行で業務を推進しなければなりません。地域の特性を発展的に育むには、広い世間に通用する普遍的な発想と判断が必要で、過疎地域における外部人材の活用が指摘されているところであります。

12月6日に可決された甲良町議会基本条例には、「町民の負託に応えるために、二元代表者は重要な意思決定、政策決定の使命を十分発揮し」云々と記されております。執行機関の職員とともに、地方自治法第1条の2の趣旨にのっとり、町民全体の福祉の増進、向上を目指さなくてはなりません。現職の長が提案したからの判断は残念でありました。

初日に提出いたしました議案第59号から61号の3会計の補正予算と、本日追加提案いたしました議案第62号から67号については、いずれも原

案のとおり可決をいただき、ありがとうございました。

これまでの繰り返しになりますが、本町の町政運営は、第四次甲良町総合計画の基本方針と基本計画に即して、基本目標に掲げているそれぞれの分野ごとの業務をバランスよく遂行すること。甲良町過疎地域持続発展計画に掲げる11項目の基本方針を着実に前進する取組を進めること。もとより財政脆弱であり、甲良町第三次健全化計画、改善プログラムを日常業務として組織推進すること。それらが、本町の行財政運営の基本であります。

平成15年4月1日に施行された甲良町まちづくり条例の基本原則である、人権尊重のまちづくりと住民こそ主役のまちづくりを、いま一度、町民のでき得る地域活動が促進できるようコーディネートしながら、みんなでまちづくりの再構築に努力しなければなりません。

私は、6年間の町長の任期を来年1月に終えることとなります。今申しあげました甲良町のまちづくりの方向に照らして、リーダーシップとマネジメントが果たせたかについては、ざんげせざるを得ないところであります。

職員の協力を得て、風土と称される組織課題には一定の道筋がつけられたと思っております。

私に足りなかった明るいまちづくり、町民に信頼されるに足りるまちづくりは、次期町長に力強く推進願いたいと思うところであります。

この間、議会とは緊張感の中での関係であったと私は思っております。議員の皆様には、距離感があったかもしれませんが、大変お世話になりました。厚く御礼申し上げます。ありがとうございました。

いよいよ寒さ厳しくなっています。議員の皆様には、年末年始を健やかにお過ごしいただきますとともに、来るべき町長選挙、議会議員選挙に向けた準備を控えておられる現職議員の皆様につきましては、ご奮闘をお祈り申し上げます。

議員の皆様のご健勝とさらなるご活躍をお祈り申し上げ、今定例会閉会にあたりましての挨拶とさせていただきます。よいお年をお迎えください。

**○建部議長** 町長におかれましては、通算6年の町長職務の遂行、ご苦労さまでございました。

また、議員の皆様方も、今期でもって勇退される方、ご苦労さんでございました。

続いて、また議会にと思われている議員の皆さん、どうぞ、来期も頑張つて、この議場にお越しいただけることを祈念いたしております。

これをもって、令和5年12月甲良町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(午前11時18分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

甲良町議会議長 建 部 孝 夫

署 名 議 員 丸 山 恵 二

署 名 議 員 木 村 修